

# 厚生委員会記録

1 日 時 平成30年8月28日（火曜日）

開 会 午前10時21分

閉 会 午前10時45分

2 場 所 第2委員会室

3 出席委員 10人

委員長 佐藤 則 寿

副委員長 舎川 智 也

委 員 久保 大 憲

// 松 井 邦 人

// 竹 田 勝

// 木 下 章 広

// 島 隆 之

// 村 石 篤

// 鋪 田 博 紀

// 有 澤 守

4 欠席委員 0人

## 5 職務のために出席した者

### 【議会事務局】

議事調査課長

福原 武

議事調査課長代理

石黒 隆司

議事調査課主事

平瀬 航

議事調査課臨時職員

佐伯 瞳

## 6 会議の概要

委員長           ただいまから、厚生委員会を開会いたします。

〔報道機関のテレビカメラ撮影を許可〕

委員長           委員会記録の署名委員に、島委員、村石委員を指名いたします。

本日の協議事項は、歯科口腔条例の検討についてであります。

先日の委員会での協議の中で委員の皆さんから御意見も出ておりましたが、条例制定に向けた富山市歯科医師会の意向をお伺いするべく、先般、正・副委員長で面談をさせていただきました。

本日は、まずそのことについて報告をさせていただきますまして、その報告の後に皆様の御意見をお伺いしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、舍川副委員長からお願いいたします。

副委員長       では、私のほうから報告させていただきます。去る8月21日に富山市歯科医師会の会長、副会長並びに専務理事と正・副委員長で、約1時間にわたって面談させていた

いただきました。私のほうから概要について報告させていただきたいと思います。

なお、お手元の資料は一３枚ものでありますけれども一その際にお預かりしたものでありますので、参考にしていただければとお配りしております。

以下、面談の概要を申し上げます。

まず、会長のほうから、歯と口腔の健康についてのエビデンスとして新たな資料一今、お手元にお配りしているものでありますが、これを示されまして、その重要性について説明がありました。

その際に委員長から、口腔ケアの重要性は大いに理解できるけれども、昨年からの本件についての検討の流れの中で、県条例に市の責務がうたわれていること、さらに理念的なものが果たして必要なのかという意見も、これまでの市議会の議論の中で出ていることについて発言がありました。

これを受けて、富山市歯科医師会の会長からは、正・副委員長が言われるように、理念的なものは県条例に市の責務として既にうたわれているので、歯科医師会としても口腔ケアの推進につながる本市独自の事業ができないかを、今、模索しているところであって、その根拠となる、実効性のある市条例ができれば大変ありがたいという旨

の御発言がありました。

条例の検討に向けて面談した我々と委員の皆さんとの温度差をなくしておきたいということで、いただいた資料を配付させていただきました。

資料には各項目いろいろとありますが、この重要性について訴えたい、そしてその中のエビデンス—実行可能で、また市にとっても非常に有効であるというものについて、エビデンスをつけて、今、検討段階であるというものを皆さんにお示ししたいということでこの資料を提出されております。

面談の概要は、以上でございます。

委員長

今ほどの副委員長からの報告を踏まえまして上で、改めて、皆様方の御意見を伺いたいと思います。どなたからでも結構でございます。

村石委員

富山市歯科医師会との面談は、本当によかったと思います。そのことは非常に評価をいたします。

結論から先に言うと、富山県の歯と口腔の健康づくり推進条例では、なかなか効果、効力が弱いということで、市として条例をつくるべきだというのが結論です。

どうしてそういう考えになるかというと、

まず事実を調べてみました。この富山県の条例について富山市で歯の健康などを所管している幾つかの課に問い合わせたところ、県条例の第4条、いわゆる市町村の責務ということについてほとんど認識をしていない、意識していないという答えが返ってきました。それが1つです。

2つ目には、歯科医院のほうで、昨年7月から8月ごろからDVDを放送しています。その内容は、歯の健診を行うこと、そして適切な治療を行うことによって生活の質が向上するというDVDが放送されています。したがって、富山市歯科医師会のほうは、独自にそういう歯と口腔の健康づくりの推進に向けた周知を一生懸命行っているということがあります。

3つ目には、今、参考資料として示されましたように、歯と口腔の健康推進をすることによって、間違いなく歯や口腔の改善がされているということも事実としてあるということをお願いしたいと思います。

そこで、分析としては、いわゆるQOL—生活の質が向上するのではないかと。歯と口腔の健康に取り組むというのは生活の質の向上になるということと、食べられなかったお年寄りが食べられるようになったとか、笑顔が出てきたとか、表情が明るくな

ったなどの効果が出てきているということなどがあって、ある意味では介護労働者の負担の軽減にもなると。介護労働者はお年寄りの食べるスピードに合わせて口に持っていくということなどがあったりしますし、また、食べられないと、家族や本人の選択によっては、胃に穴をあけて管を通す胃ろうという選択をする場合もあると思います。そこで言いたいのは、歯や口腔の健康づくりを推進することによって、介護の費用や医療の費用の削減にもつながるということも言えるのではないかと思います。

そして、私としては、富山市の歯と口腔の健康づくり推進については、市の施策としてはっきりとうたうためには、条例を制定することが必要だと思います。市の条例があれば、当然、所管する各課はその市の条例一条例というのは施策です。要項や基準や条例は施策に当たり、それを実行することになるのではないかと思いますので、市としての条例の制定が必要と考えます。

鋪田委員

確認したいのですが、富山市歯科医師会の要望としては、理念条例ではなくて、具体的な効果がある条例を希望されているということによろしいのですか。

## 委員長

先ほど副委員長から報告させていただいたとおりです。先般、皆様からいただいた御意見—ある程度の見解を今回示したいということで、富山市歯科医師会から議長への提案があつて1年がたつておりますので、今回改めて会長等のお話をもう一度伺いたいということで、大変失礼だったのですが、こちらに来ていただいて副委員長と2人で—先方は役員3名が来られまして—お話を伺いました。

その折に私のほうからは、やはり県の条例が既にあり、理念といえども、富山市の施策も相当進んでいるという認識を我々としてはこれまでの経緯の中で、もちろん理念も必要だという御意見とともに、やはり政策的な条例を進めるという意味では、実効性のあるものをつくるべきだという意見もありました。ある意味では、私のイメージも添えて、先方には話をさせていただいたところでございます。そういったことは十分に承知をいただきました。

実は今、具体的な富山市独自の事業、ある意味では施策等を研究しているところで、具体的な提案がその時点ではなかったのがちょっと残念だったのですが、具体的な話もさせていただきました。それも踏まえて、再度持ち帰ってといいますか、そういった

ようなお話がありました。

あくまでも富山市歯科医師会の姿勢としては、富山市の条例を制定してほしいという気持ちは十分あるのだけれども、やはり議会側の考えも十分に理解をしていただきまして、実効性のある、効果のある事業等に合わせて、その推進になるような条例であればさらにありがたいというような趣旨で一現時点で報告できるのはそういった内容でございました。

最終的には、お互いに県の条例に上乘せするような理念的な条例については、ある意味では不必要という前提でのお話になりました。

鋪田委員

現在、本市で行っている口腔衛生に関する施策については、乳幼児ですとか、学校に関しては相当進んでいるということは、私もいろいろ調べてみた上でそういう感触を得ている一方で、高齢者に関しては、議会の質問の中でもいろいろ言っているのですけれども、もう少しあったほうがいいのかないというふうには思うのです。

一方で、条例がないと施策が進められないのかどうなのかというところも1つあって、常任委員会の機能としては、必ずしも条例制定だけではなくて、委員会としてこのよ

うに施策を進めていってほしいというようなことは、当然、議員間討議などをしながら、条例制定ではない方向で、施策環境の推進をすることなども十分可能なのです。その辺は、富山市歯科医師会として、もっとこういう施策を具体的に推進したいと、そのためにはやっぱり条例がないと難しいのではないかというところの議論をするためにも、富山市歯科医師会のほうからもう少し具体的な施策の提案のようなものをいただいてから、それをまた討議していけばいいのかなというふうに思うのですが、皆さんはどのように思われるか、御意見をお聞かせください。

松井委員

やはり今、口腔と病気という関連で医療費削減につながるというのは、皆さん一歯科医師会と医師会が共通認識したものとして取り組んでいるので、そういった部分で、行政のほうに本会議で一般質問をすることもできますし一実際、私は糖尿病に絡むことや、妊婦歯科健診のことについても一般質問をしました一それを踏まえて担当部局も検討したりしています。

やはり富山市自体もことしから糖尿病のケアという部分で力を入れたりしている動きがあったりとか、いろいろな取組みをして

います。実際に今、富山市がやっている取組みと富山市歯科医師会が求めているものと何が違うのか。かぶっているのであれば、むしろ今、富山市がやっている施策を推進してくれという形でバックアップするだけで正直いいのかなというのが私の思いであります。

ただ、それ以上に、もっと富山市歯科医師会のほうでこれをやってほしいのだというものがあるのであれば、ではそれが果たして条例の制定がいいのか。先ほど鋪田委員も言われましたけれども、むしろ委員会として言っていくとか、そういった形でも十分対応できるのかなという思いもあるので、富山市歯科医師会が何を求めているのかをはっきり教えていただかないと議論のしようがないのかなという感じでございます。

委員長

先ほどの報告の中にもありましたけれども、きょうはまず、富山市歯科医師会と面談を行った経緯と報告を一旦させていただきます。

本委員会の目的として、まずは、議長から条例制定の必要性についてこの委員会で一旦意見をまとめてほしいという思いをいただいてこの委員会を開いております。面談の中でも、まさに鋪田委員がおっしゃると

おり、条例を制定するしないに限らず、本委員会としましては、いろいろな御意見を賜りながら、さらに市の施策に対してもどんどんと御意見をいただき、研究をしながら、住民の福祉の向上のためにしっかりと推進をしていきたいという思いは、十分に御承知おきをいただきました。

お互いにやはりこのタイミングでより一層進むといったことがあれば、ぜひ前向きに検討したいという思いも一方では申し上げました。

先ほど言いましたけれども、残念ながら、現状ではまだ具体のものはありませんが、こちら先方も口腔ケア関係—今おっしゃった方向性はある意味で一緒です。やはりこの高齢社会の中における健康施策、そういった方向性をさらに推進したいという思いは、まさに先方からも御提示がありました。

非常に申しわけございませんが、きょうは中間報告のような意味での委員会だということも御理解をいただきたいと思います。

久保委員

歯と口腔のこのエビデンスというか、必要性については、私も十分わかります。

条例制定をするかどうかという議論に入る前に、先ほど村石委員が言われた、県条例

に市の責務について書かれているが認識が不十分であると。まずは、条例について、執行機関であれば当然ながらしっかりと見て、県民であれば全ての人たちがしっかりと認識をした上で行動を凶っていくというところが、まず今の時点で欠けているというのに、市の条例をつくりましょうというのは一県条例に定められていることをしっかりと遂行した上で、かつ市としての新たな取組みに条例が必要であるというようなものがなければ、これはまさに条例を定めるには全くもって土壌がありません。県条例がないがしろになっている現状で市が条例をつくるということについて、私は今の時点で議論に入るよりも、いろいろな条例の周知、また県条例に伴う事業について私たちが目を光らせることがまず先決であるというふうに思います。

あともう一つです。議会事務局のほうに調べていただきましたが、例えば、富山県の議員提案による条例では、ここ直近で、平成24年にはがん対策とか、平成25年には歯と口腔、平成26年には障害差別防止、平成28年には犯罪被害者支援ということ、これは厚生分野にかかわる中でもいろいろな視点、いろいろな優先順位があるのかなと。今回、議長からこの点について、

まずは検討ということであったのですけれども、では厚生委員会として—この後の議論としては、私たちが最も必要とする条例の優先順位というものももう一度考える必要があるのではないかという意味では、歯と口腔に関する条例は全く要らないわけではもちろんないのですけれども、拙速にこれだけを取り上げるというよりはもっと広く聞きながら、真に条例として必要なものを検討すべきではないかというふうに私は思います。

村石委員

鋪田委員の言われていることについては、よくわかります。それに加えて、やっぱり3つです。いわゆる富山市歯科医師会の考え方、行政としての考え方、そして私たち厚生委員会としての考え方、それぞれが調査・研究をして持ち寄ってどうでしょうかと。県の条例はこうなっているけれども、それぞれの案はこうだというような流れで考えるべきではないかなと思います。

例えば、豊橋市の歯科口腔保健推進条例を見てみると、いいことが書いてあるのです。基本施策の中で、歯科医療を受けることが困難な者がこれを受けることができるようにするために必要な施策を市はちゃんととりなさいということで、県の条例よりも—

歩踏み込んだ中身も書いてあるわけです。そういう意味でもっと調査・研究をしてお互い、条例をつくるつくりたい、つくるとすればどういう内容にするのかということの研究すべきではないかなというぐあいに思います。

委員長

ほかにはないようですので、この程度にとどめます。

先ほど述べたとおり、富山市歯科医師会の報告や状況を受け、今ここで結論はまだ出せないと思うのです。昨年、富山市歯科医師会から要望をいただいて、議会として、条例制定の必要性の検討が我々に求められたわけですがけれども、やはり丁寧な議論をしたいという思いで、きょうもまたお集まりいただきました。

先方の思いも尊重しながら、また我々としても軽々な判断はできないという思いで、重ねてきょうは2回目の議論をさせていただきましたけれども、先ほども確認させていただきましたが、思いとしては先方も理念だけのものではなくて、実効性のある条例というお考えを強くお持ちで、具体的な事業、施策等の模索をしているという報告でありました。当委員会としても、条例を制定するのであれば、理念的な条例ではな

く、具体的な実効性が伴うような政策的な提案をする条例をつくりたいという思いで行いたいという旨を伝えてあります。

恐縮ですけれども、やはり今の段階では、条例制定ありきではなく、先ほど来、述べているとおり、具体的な取組みの議論も含めてですけれども、実効性を伴う事業を模索していくということを、まずは、今日は共通の認識としていきたいと思えます。

いずれにしても、富山市歯科医師会のほうとも連携をとって、議論をまた、もう一度こういった委員会を開きたいと思っております。ただ、先般の委員会でもお伝えしましたけれども、9月定例会には、本委員会としての一定の結論を出したいというふうに一条例の内容を詰めるということでは決してありませんが、条例の必要性についての思いを委員会で検討した結果について、まずは9月定例会中にはその報告をしたいという思いであることを、重ねてまた皆さんに申し上げますので、よろしく願いたします。

以上で、本日の委員会を閉会いたします。

平成30年8月28日

厚生委員会記録署名

委員長 佐藤 則 寿

署名委員 島 隆 之

署名委員 村 石 篤